

1. 水稻所得標準 (10a 当たり)

市町村名	収入金額		必要経費	差引所得金額
	収量	単価		
西蒲原郡 燕市	外 19kg 535kg	外 5,700円 28,689円	70,713円	83,856円

なお、収入金額の外書きは収量から除外した網目差金を低価格米の価格で計算した金額です。

2. 普通畑所得標準

(1) 自給用普通畑

全県下	10a 当たり	8,000円
-----	---------	--------

(2) 露地販売野菜畑 (10a 当たり)

<b>共同販売</b>	(収入金額×33%) - (16,300円×面積)
<b>個人販売</b>	(収入金額×37%) - (16,300円×面積)

(3) 転作販売野菜畑 (10a 当たり)

<b>販売野菜畑</b>	(収入金額×13%) - (5,800円×面積)
<b>販売野菜畑以外</b>	自家用普通畑所得標準の30%相当額
	青刈稲にかかる必要経費については、従来どおり水稻所得標準の必要経費の30%相当額の経費標準とする。 ただし、青刈稲を飼料用等として他に販売した場合には、その金額は別途加算する。

3. 特殊畑所得標準 (10a 当たり)

種目	所得金額	摘要	種目	所得金額	摘要
梨	共同販売 (収入金額×65%) - (128,400円×面積)		露地花き	共同販売 (収入金額×55%) - (305,400円×面積)	
	個人販売 (収入金額×67%) - (128,400円×面積)				
桃	共同販売 (収入金額×56%) - (68,300円×面積)		球根類以外	共同販売 (収入金額×55%) - (185,000円×面積)	
	個人販売 (収入金額×58%) - (68,300円×面積)				
ぶどう	共同販売 (収入金額×47%) - (56,100円×面積)	赤彦村 上記以外	ハウス花き	共同販売 (収入金額×55%) - (478,200円×面積)	
	個人販売 (収入金額×49%) - (56,100円×面積)				
	共同販売 (収入金額×54%) - (86,500円×面積)				
	個人販売 (収入金額×56%) - (86,500円×面積)				
ハウスぶどう	共同販売 (収入金額×64%) - (196,100円×面積)		露地メロン	共同販売 (収入金額×50%) - (31,500円×面積)	
	個人販売 (収入金額×66%) - (196,100円×面積)				
柿	共同販売 (収入金額×50%) - (57,700円×面積)		ハウスメロン	共同販売 (収入金額×51%) - (485,300円×面積)	
	個人販売 (収入金額×55%) - (57,700円×面積)				
おうとう	共同販売 (収入金額×80%) - (73,400円×面積)		露地いちご	共同販売 (収入金額×54%) - (30,000円×面積)	
	個人販売 (収入金額×82%) - (73,400円×面積)				
はす田 (れんこん)	共同販売 (収入金額×55%) - (129,700円×面積)		ハウスいちご	共同販売 (収入金額×54%) - (259,500円×面積)	
	個人販売 (収入金額×57%) - (129,700円×面積)				
しいたけ	共同販売 収入金額×20%		球根	共同販売 (収入金額×45%) - (77,000円×面積)	
	個人販売 収入金額×22%				
生	共同販売 収入金額×9%		長芋	共同販売 (収入金額×35%) - (212,100円×面積)	
	個人販売 収入金額×11%				
ハウス野菜	共同販売 (収入金額×53%) - (605,000円×面積)		スイカ	共同販売 (収入金額×59%) - (69,600円×面積)	巻砂丘地
	個人販売 (収入金額×55%) - (605,000円×面積)				
無加温	共同販売 (収入金額×53%) - (417,200円×面積)		スイカ・葉たばこ等の後作大根(生食用)	共同販売 (収入金額×42%) - (11,100円×面積)	巻砂丘地
	個人販売 (収入金額×55%) - (417,200円×面積)				
	共同販売 (収入金額×53%) - (417,200円×面積)		スイカ・葉たばこ等の後作大根(加工用)	共同販売 (収入金額×31%) - (7,100円×面積)	巻砂丘地
	個人販売 (収入金額×55%) - (417,200円×面積)				

**平成9年分 農業所得標準**

平成9年分の農業所得標準が、1月29日県下一斉に開示されましたのでお知らせします。  
よって、農業所得を標準で算出される方は、参考にしてください。  
※農業所得標準等についての問い合わせは、役場税務係でおたずねください。

平成9年度 税に関する中学生の標語

◎関東信越国税局長賞 佳作

ぼくの税 いくつか誰かの役に立つ  
月中3年 田村裕樹

◎巻税務署長賞

私も参加 未来作りの消費税  
月中1年 児玉慎二

平成9年分  
住民税  
所得税

**確定申告**

申告書は自分で書いて郵送で

2月16日~3月16日

平成9年分、所得税の確定申告や村県民税の申告が2月16日から始まります。月潟村でも、2月19日(木)から役場相談室において、各地区別に日程を定め納税相談を行います。

相談期間中は大変混雑しますので、先に配布済みの「納税相談の日程について」をよくお読みのうえ、申告に必要なものを用意して、定められた日においでください。

問い合わせ先 月潟村役場(税務係) ☎375-2710  
巻税務署 ☎0256-72-2355



酒井さんは窓口で。

堺さんは郵送で。

確定申告をしなければならぬ人

- ① 事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成9年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額を超えるとき。
- ② サラリーマンで給与の年収が、2,000万円を超えるとき。

- ③ 各種保険料控除の支払証明書等
- ④ 身体障害者手帳及び戦傷病者手帳
- ⑤ 医療費控除を受けようとする方は医療費の領収書
- ⑥ 印鑑

《申告に必要なもの》

こんな所得税控除もありません

- ◎ 自宅を新築・購入・増改築をした場合
- ◎ 多額の医療費を支払った場合

※これらの控除を受けようとする人は、事前に関係書類を用意しておいてください。

また、税務署から申告用紙の配布のあった人は、必ず持参してください。

譲渡所得のある人は

平成9年中に、土地や建物を売却した譲渡所得のあった人は、役場に申告するだけでなく、税務署にも出向く必要がでてくる場合がありますので、関係書類を整理して、早めに納税相談においていただくか、直接税務署で申告してください。

確定申告書の記載は自分の力で!

所得税は、自分の所得の状況

況を一番よく知っている皆さん自身が税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

同封の「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書き方」などを参考に計算し確定申告書に記載してください。

税務署の会場では、職員が納税者に代わって確定申告書等を記入することはありません。

なお、記入できないところは職員が指導します。